

青森県報

第三千八百七十八号

平成二十六年
八月六日
(水曜日)

目次

告 示

- 公印の印影を印刷することができず文書の一部改正…………… (総務学事課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… (会計管理課) …… 一

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) …… 二
- 採石業務管理者試験の施行…………… (河川砂防課) …… 三

出 先 機 関

- 土地改良区の役員の就任及び退任…………… (上北地域) …… 三
- …………… (県民局) …… 三

雑 報

- 平成二十五年年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十六年年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領…………… (新産業都市) …… 四
- …………… (建設事業団) …… 四

告 示

青森県告示第六百六号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号(公印の印影を印刷することができ

る文書)の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

第五十一号を第五十二号とし、第六号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 青森県私立高校生等奨学のための給付金に係る給付決定通知書

青森県告示第六百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	平成二六・八一
岡三沢薬局	三沢市緑町一丁目三の九	"

青森県告示第六百八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十六年七月二十七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
八戸市小中野一丁目一の一〇

宮澤 芳郎

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリ七戸ショッピングセンター
上北郡七戸町字笹田七七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水四五〇の一
代表取締役 捧雄一郎
株式会社佐藤長
 - 2 弘前市大字松森町九三
代表取締役 佐藤浩三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水四五〇の一
代表取締役 捧雄一郎
株式会社佐藤長
 - 2 弘前市大字松森町九三
代表取締役 佐藤浩三
株式会社ローソン
 - 3 東京都品川区大崎一丁目一一の二
代表取締役 玉塚元一

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年三月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、五三一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一七九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一七九・二六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六七・二〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社コメリ

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社佐藤長

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(三) 株式会社ローソン

二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設

二十四時間

八 届出年月日

平成二十六年七月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十六年八月六日から同年十二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十二月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

採石業務管理者試験の施行

平成二十六年年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公告する。

平成二十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十六年十月十日(金)午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

三 受験願書の受付期間

平成二十六年九月一日(月)から同月十九日(金)まで(郵送の場合は、同日付の消印のあるものまでを有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

八千円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域民局地域整備部で配布する。また、青森県のホームページからダウンロードすることができる。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十二円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に郵送すること。

受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北

三沢土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年八月六日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	沼田 勝美	三沢市朝日一丁目四八六の一	平成 二六・七・三就任
"	中村 廣光	六川目一丁目七七五の一	"
"	浦田 忠博	塩釜四丁目四八の一七	"
"	赤沼 和純	八幡一丁目一〇五九	"
"	新堂 浩	大字三沢字庭構四三八六	"
"	三田 節夫	六川目六丁目三三の七	"
"	長谷川雅雄	織笠一丁目一四二	"
"	藤谷 明	新森一丁目六の六	"
"	浪岡 英悦	塩釜四丁目四七の九	"
監事	田中 清吉	" 三丁目一四五の三二九	"
"	織笠 誠一	谷地頭二丁目六九五の二	"
"	小向 國政	織笠一丁目一五〇	"
理事	沼田 勝美	朝日一丁目四八六の一	二六・七・二退任
"	中村 廣光	六川目一丁目七七五の一	"
"	坂田 正彦	谷地頭四丁目二九八の六八四	"
"	三田 節夫	六川目六丁目三三の七	"
"	藤谷 明	新森一丁目六の六	"
"	浪岡 英悦	塩釜四丁目四七の九	"
"	浦田 忠博	" 四八の一七	"
"	長谷川雅雄	織笠一丁目一四二	"
"	赤沼 和純	八幡一丁目一〇五九	"
監事	田中 清吉	塩釜三丁目一四五の三二九	"
"	織笠 誠一	谷地頭二丁目六九五の二	"
"	小向 國政	織笠一丁目一五〇	"

雑 報

青森県事業団公告第六号

平成二十六年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百三回定例会の議を経た平成二十五年年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十六年年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年八月六日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
1 分負担金及び金	1 負担金	7,518,000 円	7,518,000 円	7,518,000 円	0 円	0 円	0 円	
2 繰越金	1 繰越金	19,175,000	19,175,347	19,175,347	0	0	347	
3 諸収入	1 預金利子	4,000	4,494	4,494	0	0	494	
		2 雑入	0	40	40	0	0	40
歳入 合計		26,697,000	26,697,841	26,697,841	0	0	841	

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業団費	1 事業団運営費	26,697,000 円	4,319,814 円	0 円	22,377,186 円	22,377,186 円
歳出 合計		26,697,000	4,319,814	0	22,377,186	22,377,186

歳入歳出差引残額 22,378,027 円

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		1,286,256,000 円	1,286,257,708 円	1,286,257,708 円	0 円	0 円	1,708 円
	1 臨海収入	37,000	38,261	38,261	0	0	1,261
	2 市川収入	1,000	1,460	1,460	0	0	460
	3 百石収入	1,286,218,000	1,286,217,987	1,286,217,987	0	0	△13
歳入	合計	1,286,256,000	1,286,257,708	1,286,257,708	0	0	1,708

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出		1,286,256,000 円	1,286,217,987 円	0 円	38,013 円	38,013 円
	1 臨海事業費	37,000	0	0	37,000	37,000
	2 市川事業費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 百石事業費	1,286,218,000	1,286,217,987	0	13	13
歳出	合計	1,286,256,000	1,286,217,987	0	38,013	38,013

歳入歳出差引残額

39,721 円

平成26年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算 (第 1 号)

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 22,377	千円 22,378
	1 繰越金	1	22,377	22,378
歳入合計		7,012	22,377	29,389

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 7,012	千円 22,377	千円 29,389
	1 事業団運営費	7,012	22,377	29,389
歳出合計		7,012	22,377	29,389

平成26年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算 (第 1号)

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第 1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484,037千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ484,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 5	千円 484,037	千円 484,042
	1 臨海収入	3	484,037	484,040
歳入合計		5	484,037	484,042

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 5	千円 484,037	千円 484,042
	1 臨海事業費	3	484,037	484,040
歳出合計		5	484,037	484,042

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭